

改正法人税法等説明会のお知らせ

令和4年度の改正法人税法等説明会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようご案内いたします。

今回の説明会では、

○給与等の支給額が増加した場合の法人税の特別控除制度の見直し

○適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用期間の延長などについて、説明を予定しています。

1 日時 令和4年 **10月20日** (木) 10:00~12:00

2 場所 大阪府社会福祉会館 4階 401
(※会場には駐輪場がございませんので、ご留意願います。)
大阪市中央区谷町7-4-15 TEL:06-6762-5681
(地下鉄 谷町六丁目下車4番出口南へ250m)

3 内容 令和4年度法人税法等の改正点

4 講師 南税務署 法人課税部門 審理専門官

5 定員 120名(先着順)

※ 当日、南税務署から送付されたハガキを会場受付にご提出ください。

感染症対策のため、会場の座席数を少なくしております。満席の場合は、入場をお断りする場合がございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、インボイス制度に関するセミナー、説明会を随時、南納税協会では開催しております。詳細はホームページにて掲載しておりますのでご覧ください。



参加 無料

問合せ先

公益社団法人
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

お申込み参加に当たって

・新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合がございます。

・参加の際は、マスク着用にてのご来場をお願いします。

・当日発熱等の症状が疑われる方は受講をお控えください。感染拡大防止と安全第一へのご理解をお願いします。

▼南納税協会
ホームページ

